

今年4月から変わる介護保険の内容とは？

ファイナンシャル・プランナー 水野圭子

世界でも指折りの長寿国である日本では、高齢化が進むと共に介護が必要になる方も多くなっています。もし介護状態になった場合には、在宅介護か介護施設に入るかの選択となりますが、その選択によってお金のかかり方や生活環境は大きく変わってきます。



さて、国の介護保険制度は2000年4月に始まり少しずつ定着してきましたが、去年介護保険法が一部改正され、今年4月から新しい介護保険制度がスタートしました。そもそも国の介護保険ってどういう内容なのか？改正点のポイントも見てみましょう。

◇国の介護保険の内容とは！？

40歳以上の人は全員加入となります。介護保険料を納め、介護が必要になった場合に介護サービス受けられる保険です。しかしサービスが受けられるのは主に65歳以上の方で（特定の人を除く）、介護度（要支援1、2から要介護1～5）に応じた支給限度額までは、1割の自己負担で利用できます。

公的介護保険の内容

＜被保険者・・・保険料を納めている人＞

第1号被保険者 65歳以上の人 	第2号被保険者 40歳以上65歳未満の人 
☆介護サービス利用できる	☆原則サービス利用できない
[自己負担部分]	ただし特定の人のみ利用可能
・保険対象サービス利用の1割負担	老化が原因とされる病気(以下の特定疾病)の場合のみ
・保険限度額を超えた部分 ・保険対象外サービス	・がん末期 ・脳血管疾患 ・関節リウマチ・糖尿病性神経障害 ・骨折を骨粗鬆症・早老症 ・初老期における認知症 など

■介護度に応じた介護サービスの支給限度額

要介護区分	サービスの種類	1か月の支給限度額
要支援1	介護予防のサービスが利用可	49,700円
要支援2		104,000円
要介護1	公的介護保険のサービスが利用(現金支給でない)	165,800円
要介護2		194,800円
要介護3		267,500円
要介護4		306,000円
要介護5		358,300円

－コラムの無断転写・転載などを禁じます。－

Copyright©2012 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

◇今年4月から変わるスタートする介護保険制度とは？

介護保険法が改正となった大きな目玉は『地域包括ケアシステム』の構築で、地域での包括ケア（医療・介護・予防・住まい・生活支援サービス）を連携し推進することです。主なサービスの追加、変更点を見てみましょう。

■24時間対応の定期巡回・随時対応サービスと複合サービスの新設

中重度の要介護高齢者でも、家にいながら、ヘルパーや看護師による定期的な巡回で世話してもらえたり、24時間いつでも電話対応や必要に応じて訪問してくれるサービスが新設されました。

また、今までの訪問介護では、あらかじめ決められた日時にサービスを受けるため、急な利用については別途利用料金が発生していましたが、介護保険の範囲内での臨機応変なサービスが受けられるようになりました。

さらに複合サービスの新設により、介護と医療のサービスを受けるために別々で事業所を利用している不便さを解消できるようになります。

■老人ホーム権利金の禁止

有料老人ホームは入居する際、月額利用料の他に入居一時金を払うのが一般的です。入居一時金がかここ最近ではゼロとする有料老人ホームもありますが、数百万から1億円などと、施設によって設定の幅が非常に広がっています。

90日以内の契約解除の場合に、実費相当額を除いて、前払金を全額返還するという規定があったものの法的な位置づけがないため、入居後1年以内に退去した場合に入居一時金の30～40%は返還されないなどのトラブルもあります。今回の改正により一定期間の契約解除の場合に、家賃やサービス費などの実費相当分を除いた全額返還が義務付けられました。

上記は改正の一部であり、4月から医療と介護の報酬も改定となっています。今回の改正では在宅介護サービスの充実がメインとなり、国の方針も施設への入所よりも在宅介護を推進し、自宅での医療や介護を療養する人を増やすのが狙いです。

できるだけお金を少しでもかけずにすむ在宅介護を選択する上で、今回の改正は喜ばしいことですが、サービスの提供には人手や設備、費用などもかかってくるため、実現する上での課題も多いようです。